

高エネルギー加速器研究機構オープンアクセス方針

〔 令和 7 年 1 月 1 7 日
制 定 〕

1. 趣旨

高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、研究活動の過程で産み出される研究成果を様々な形で積極的に社会に公開・還元し、社会の要請に応えるとともに、加速器科学に対する国民の理解の促進に努めることを目的として、研究成果のオープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

2. 研究成果の公開

機構は、機構に在籍する役員及び職員（以下「役職員等」という。）の、出版社、学協会、機構内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、学術機関リポジトリ（以下「KEKリポジトリ」という。）又はその他役職員等が選択する方法によって原則として公開する。ただし、公開により研究成果の著作権が機構に移転するものではない。

3. KEKリポジトリへの登録

KEKリポジトリへの登録により研究成果を公開する場合、役職員等は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を機構に提供する。KEKリポジトリへの登録、公開等に関する事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構学術機関リポジトリに関する要項に基づき取り扱う。

4. 適用の例外

著作権等の理由でKEKリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が役職員等からあった場合、機構は当該研究成果を公開しない。

5. 適用の不遡及

本方針実施以前に出版された研究成果や、本方針実施以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

6. その他

本方針に定めるもののほか、機構におけるオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 記

この方針は、令和 7 年 1 月 1 7 日から実施する。